

JPTEC 山梨のコースに関する新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためのポリシー

- ✓ 本ポリシーは、山梨県で開催される JPTEC コースに適用し、最低限必要な新型コロナウイルス感染症の拡大防止の要件を定めたものである。
- ✓ コース世話人の内 1 名は、コースにおける新型コロナウイルス感染症の拡大防止の責任者とし、コース開催の前後、コース開催中において、本ポリシーが遵守されているかを監理する。
- ✓ コース参加者の健康管理（検温、健康チェックなど）と感染対策の指導、必要な物品の管理等を行うため、健康管理担当者を配置する。健康管理担当者はコース世話人、コース運営担当者及び指導者を兼ねることができない。
- ✓ 健康管理担当者は、コース開催にあたり、コースでの感染対策について説明を行う。
- ✓ 健康管理担当者は、マスク着用、手指衛生、使用物品の消毒、換気の確保などについて、適宜、参加者に一斉に呼びかけて確実な実践を促す。
- ✓ 健康管理担当者は、コース終了後にチェックリスト（別紙 3）に基づいて、コース世話人と連名で主催者に感染防止対策の結果を報告する。
- ✓ 山梨県がイベント開催の規制を発した場合は、コースを中止又は縮小する。
- ✓ コース運営担当者は、受講者がコース参加出来なくなった時の参加費等の取り扱いについて事前に決めておく。
- ✓ コース開催日に発熱等の症状がある場合、感染防止対策を行わずして感染陽性者又は感染が疑われる人との接触がある場合はコースに参加できない。
- ✓ コース開催日前の 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該国・地域の在住者と濃厚接触がある場合はコースに参加できない。
- ✓ 指導者・受講者は、山梨県の勤務者又は居住者に限定する。
- ✓ コース世話人は、コースに参加する指導者・受講者に感染防止のために参加を断る基準、コース開催中に参加者に求められる感染対策をコース開催の少なくとも 2 週間前までに別紙 1 により周知する。
- ✓ コース当日の受付において受講者・指導者に対する健康状態の確認を別紙 2 により行う。主催者はその結果をコース終了後 1 ヶ月間保管する。
- ✓ 受講者・指導者の感染追跡調査を可能とするための連絡手段を確保する。
- ✓ コース参加者は、厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を自身のスマートフォンにインストールし、研修当日まで 14 日間継続して使用する。
- ✓ 受講者・指導者の総数は、会場の収容定員の 50%未満とする（講義・実技を行う空間で 1m² / 人以上を入室させない。）。)
- ✓ 会場の窓・扉を開放する。空調（エアコンではなく、外気導入・混合など換気の機能、大きな建物では集中管理していることが多い。）設備によって外気を導入する。扇風機を用いるなどして室内の換気を行う。
- ✓ ひとつのグループは、受講者と指導者の合計で 6 名を上限とする。

- ✓ 複数のグループが同時に受付、休憩時間とならないようにタイムテーブルを作成し、運用する。
- ✓ グループの指導者と受講者はコース終了まで固定とする。
- ✓ 主催者は、サージカルマスク・フェースシールド・グローブ・手指消毒薬（濃度 60～90%のエタノールまたは濃度 70%のイソプロパノール）及び消毒液（濃度 60%以上のアルコールまたは濃度 0.1 から 0.5%の次亜塩素酸ナトリウム溶液）など必要な感染防護具を準備する。
- ✓ 主催者は、大きな声を出すのを避けるためにマイク・拡声器等の音響機器等を準備する。
- ✓ 受講者・指導者はサージカルマスクを、模擬傷病者役はフェイスシールドを着用する。
- ✓ 受講者・指導者に各自が使用するサージカルマスクなど必要な感染防護具を準備させる。
- ✓ 傷病者の観察では、感染防止に配慮したうえで、聴診打診なども含めて外傷観察の基本手技も可能な限り行う（「やったことにしましょう」で済ますようなことは避ける。）。
- ✓ 実技におけるグループの間隔は可能であれば 2m以上、少なくとも 1mとする。
- ✓ 人と人の間隔は、少なくとも 1m空ける。（救急現場活動と同様な感染防止対策を行った場合は体幹が接触する実技可能）
- ✓ 傷病者の観察では、隊長役以外による継続した頭部保持やログロールやボード固定など受講者相互間の距離が 1m未満となる時間をできる限り少なくする。
- ✓ 車外救出での模擬傷病者はヒトを用いてデモンストレーション・トレーニングを行わない。
- ✓ すべての参加者は、コースの前後および軽食や食事休憩の前後に少なくとも 30 秒間石鹸と水で手洗いを行うなど適切な衛生管理を実践する。
- ✓ 指導者は、各受講者がマネキンを使用して練習またはテストを行った後は毎回、アルコール等で マネキンを清拭する。
- ✓ 開始前、午前終了後、午後終了後などにはマネキンや机・椅子等をアルコール等で清拭する。
- ✓ 会場での飲食の可否は主催者の判断とするが、食事時の対面での会話は控える。原則として間食の機会は持たない。熱中症の発生が懸念される状況では、適時、個々に管理できる飲料の摂取を促す。
- ✓ コース主催の懇親会は実施しない。ただし、受講者・指導者が個人的に飲食に行くことまでも禁止するものではない。
- ✓ JPTEC 山梨におけるコースの開催のロードマップは以下のとおりとし、Step の前進・後退は JPTEC 中部山梨県世話人会で決定する。

Step1 ; 医療従事者のみの小規模コース 目的 ; 感染防止ポリシーの確認、改定 参加制限 ; 指導者・受講者とも医療従事者（救急隊員有資格者を含む）

例) ミニコース、更新コース

Step2 ; 参加者が医療従事者のみの中規模コース 目的 ; 指導者の医療従事者に対する感染防止ポリシーの習熟 参加制限 ; 指導者・受講者とも医療従事者（救急隊員有資格者を含む） インストラクターコース受講のためのプロバイダーのコ

ース参加および 確認試験は行わない。

例) プロバイダーコース、インストラクターコース

Step3 ; 参加者を制限しない小規模コース 目的 ; 指導者の市民に対する感染防止ポリシーの習熟 参加制限 ; なし

例) ファーストレスポnderコース

Step4 ; 制限なしのコース (ゴール)

- ✓ JPTEC 山梨のコースの新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためのポリシーとして、ホームページに掲載するとともに、コースに参加するすべての者に明らかにする。
- ✓ 本ポリシーの改正には、JPTEC 中部山梨県世話人会の議決を必要とする。

2020年10月25日